

特定農薬（特定防除資材）の指定について（案）

1．特定農薬とは

特定農薬とは、農薬取締法において、薬効や安全性に係る評価の結果、人畜等に害を及ぼすおそれがないとして、農林水産大臣及び環境大臣が指定するものであり、その製造、販売、使用に当たって登録を要しないものである。これまで特定農薬として、天敵、重曹及び食酢が指定されている。

2．特定農薬指定の検討経緯

平成 14 年の農薬取締法改正により導入された特定農薬への指定を検討するため、使用現場等から提供された情報等に基づき農業資材審議会農薬分科会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合（平成 22 年 10 月以降は資材審特定農薬小委員会と中環審特定農薬分科会の合同会合。以下「合同会合」という。）において、候補資材の特定農薬へ指定の可否について検討を行ってきた（別紙 1 参照）。

先般、次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解したものをいう。）（以下「次亜塩素酸水」という。）エチレン及び焼酎について、合同会合で特定農薬として指定して良いとの結論が得られたため、平成 25 年 3 月 19 日付けで食品安全委員会へ当該 3 資材を特定農薬に指定することについて意見を求めた。食品安全委員会より平成 25 年 8 月 26 日付けで、「農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる」旨の答申があった（別紙 2 参照）。

これを受けてこれら 3 資材の特定農薬の指定について環境大臣から中央環境審議会会長に諮問された。

3．次亜塩素酸水、エチレン及び焼酎の人畜及び水産動植物に対する安全性について

水産動植物への毒性は下記の 1～3 のとおりであり「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」の評価の目安（別紙 3）とてらし、安全性が確認されていると考えられる。

人畜に対しては、食品安全委員会から「農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる」旨の答申があり、安全性が確認されていると考えられる。

4．特定農薬の指定について

これまで、合同会合での検討結果や、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を踏まえ、次亜塩素酸水、エチレン及び焼酎を特定農薬として指定してさしつかえないこととする。

記

1. 次亜塩素酸水の水産動植物への毒性

試験の種類	供試生物	暴露期間 (hr)	LC ₅₀ 又は EC ₅₀ (mg/L)
魚類急性毒性試験	コイ	96	6,800 (設定濃度に基づく)
ミジンコ類 急性遊泳阻害試験	オオミジンコ	48	1,900 (設定濃度に基づく)
【参考】 ミジンコ類 急性遊泳阻害試験	オオミジンコ	3	3,200 (設定濃度に基づく)
【参考】 藻類生長阻害試験	<i>P. subcapitata</i>	72	2,550 (設定濃度に基づく、事務局算出値)

2. エチレンの水産動植物への毒性

特定防除資材 (特定農薬) 指定のための評価に関する指針 IVの特定防除資材の評価に必要な資料 1 資料の種類 ④により省略。

3. 焼酎の水産動植物への毒性

試験の種類	供試生物	暴露期間 (hr)	LC ₅₀ 又は EC ₅₀ (mg/L)
魚類急性毒性試験	ヒメダカ	96	> 1,000 (設定濃度に基づく)
ミジンコ類 急性遊泳阻害試験	オオミジンコ	48	> 1,000 (設定濃度に基づく)

参考（特定農薬の指定の際の情報提供について）

食品安全委員会の特定農薬評価書には「リスク管理機関において関連情報を収集し、標準的な使用方法について指針等を作成すべきと考えられる。」とあることから、次亜塩素酸水、エチレン及び焼酎について特定農薬として指定する際に指定対象の範囲等について通知等により情報提供することとする。

次亜塩素酸水の指定対象の範囲等については特定農薬合同会合において検討が行われており、その内容は以下の通りである。エチレン及び焼酎についても、使用に関する情報等を整理した上で、合同会合で検討する予定である。

(1) 電解次亜塩素酸水の概要

① 告示中の名称

次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解したものをいう。）

② 指定対象の範囲

0.2%以下の塩化カリウム水溶液（99%以上の塩化カリウムと飲用適の水で作成したものを）を有隔膜電解槽（隔膜で隔てられた陽極及び陰極により構成されたものをいう。）内で電気分解して、陽極側から得られる水溶液であり、pH 6.5 以下、有効塩素 10～60 mg/kg のもの又は2～6%の塩酸を無隔膜電解槽（隔膜で隔てられていない陽極及び陰極により構成されたものをいう。）内で電気分解し、飲用適の水で希釈して得られる水溶液であり、pH 6.5 以下、有効塩素 10～60 mg/kg のもの。

③ 参考となる使用方法等

電解次亜塩素酸水の参考となる使用方法等は以下のとおり。

品名	種類	薬効が認められる対象 病害虫	参考となる 使用方法	使用する際の注意点等
※ 電 解 次 亜 塩 素 酸 水	殺菌剤 (散布用)	<ul style="list-style-type: none"> ・キュウリのうどんこ病 ・イチゴの灰色かび病 	<ul style="list-style-type: none"> ・生成直後の電解次亜塩素酸水を 10 アール当たり 200 リットル散布。 ・生成直後の電解次亜塩素酸水を 1 株当たり 1.5～2 リットル散布。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電解次亜塩素酸水中の有効塩素は時間の経過とともに減少し、有害物質である亜塩素酸や塩素酸が生成されるので、使用の度に製造し、速やかに使用すること。 ・有隔膜電解槽を用いて電解次亜塩素酸水を生成する際に発生する陰極側の排水は適切に処理すること。

※ 特定農薬として指定する告示中の名称は「次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解したものをいう。）」であるが、通知の中では「電解次亜塩素酸水」という。

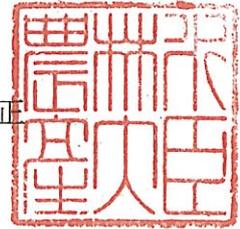
**農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び
中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合委員名簿**

氏名	所属役職	農業資材 審議会 農薬分科会 特定農薬 小委員会	中央環境 審議会 土壤農薬部会 農薬小委員会 特定農薬 分科会
浅見 真理	国立保健医療科学院生活環境研究部 席主任研究員		臨時委員
上路 雅子	学校法人東京農業大学客員教授、一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問	臨時委員	臨時委員
小林 正伸	神奈川県農業技術センター生産技術部長	臨時委員	
白石 寛明	独立行政法人国立環境研究所環境リスク研究センターフェロー		臨時委員
中杉 修身	学校法人上智大学大学院地球環境学研究所元教授		委員
中村 幸二	一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問	臨時委員	
根岸 寛光	学校法人東京農業大学農学部農学科教授		臨時委員
矢野 洋子	東京消費者団体連絡センター事務局長	臨時委員	
山本 廣基	独立行政法人大学入試センター理事長	委員	臨時委員
吉田 緑	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター病理部第二室長	委員	臨時委員

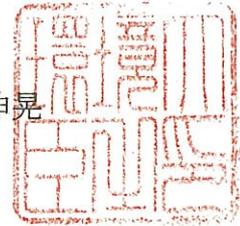
24 消安第 5807 号
環水大土発大 1303141 号
平成 25 年 3 月 14 日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 林 芳正



環境大臣 石原 伸晃



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、
下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会
の意見を求めます。

記

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条第 1 項の規定により、「電解次亜塩素酸
水」、「エチレン」及び「焼酎」を特定農薬として指定すること

特定農薬の指定を検討する資材に係る食品健康影響評価について

「電解次亜塩素酸水」、「エチレン」及び「焼酎」を特定農薬として指定すること

1 現行制度の概要

- 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条第 1 項は、農薬[※]は原則として農林水産大臣の登録を受けなければ製造等してはならない旨規定している。一方で、同項ただし書においては、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）は、その製造等に当たって登録が不要としている。

（※ 農薬とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。（農薬取締法第 1 条の 2 第 1 項）

- 関係大臣が特定農薬を指定する場合は、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）に基づき、食品安全委員会の意見を聴くこと（同法第 24 条第 1 項第 2 号）とされている。

（なお、食品安全基本法制定以前に、①食酢、②重曹及び③使用場所と同一の都道府県内で採取された天敵が、特定農薬として指定（平成 15 年 3 月 14 日農林水産省・環境省告示第 1 号）されている。）

2 評価依頼する資材の概要

（1）電解次亜塩素酸水

①検討対象の情報

塩化カリウム又は塩酸と飲用適の水を用いて生成された電解次亜塩素酸水であって、pH 6.5 以下、有効塩素濃度 10～60 mg/kg のもの

②用途

きゅうり、いちご等の病害防除を目的とする

③検討状況

1) 農林水産省及び環境省が電解次亜塩素酸水を殺菌剤として使用する際の薬効及び安全性（食品、作業員及び環境）の評価に必要な資料を整理。

2) 農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合（平成 22 年 10 月 5 日以降は農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会。以下「合同会合」という。）において、薬効並びに作業員及び環境の安全性に関する審議を行い、平成 24 年 2 月 24 日の第 13 回合同会合にて、食品安全性評価に必要な資料を両省で再整理した上で、食品安全委員会に当該資材の食品健康影響評価について意見を聴取することとされた。

3) 食品安全性評価に必要な資料を整理したため、食品安全委員会に当該資材の食品健康影響評価について意見を聴取することとした。

(2) エチレン

①検討対象の情報

エチレン濃度 98.0%以上の液化ガスをボンベに充填した製品

②用途

ばれいしょの萌芽抑制のほか、バナナやキウイフルーツ等の果実の追熟促進を目的とする

③検討状況

1) 農林水産省及び環境省がエチレンを成長促進剤及び発芽抑制剤として使用する際の薬効及び安全性（食品、作業員及び環境）の評価に必要な資料を整理。

2) 合同会合において、薬効並びに作業員及び環境の安全性に関する審議を行い、平成 23 年 4 月 26 日の第 12 回合同会合にて、食品安全性評価に必要な資料を両省で再整理した上で、食品安全委員会に当該資材の食品健康影響評価について意見を聴取することとされた。

3) 食品安全性評価に必要な資料を整理したため、食品安全委員会に当該資材の食品健康影響評価について意見を聴取することとした。

エチレンは農作物の生理機能に作用する植物ホルモンの一種であり、植物自ら生成し内在し、りんご果実の着色・軟化等に関与している。なお、評価を依頼するエチレンは植物体内で生成されたエチレンではなく、2（2）①に記載した製品である。

(3) 焼酎

①検討対象の情報

酒税法第 3 条第 9 号に規定する「連続式蒸留しようちゆう」及び同条第 10 号に規定する「単式蒸留しようちゆう」の製品

②用途

きゅうり、なし及びもも等の病害虫防除を目的とする

③検討状況

1) 農林水産省及び環境省が焼酎を殺菌剤及び殺虫剤として使用する際の薬効及び安全性（食品、作業員及び環境）の評価に必要な資料を整理。

2) 合同会合において、薬効並びに作業員及び環境の安全性に関する審議を行い、平成 22 年 10 月 5 日の第 11 回合同会合にて、食品安全性評価に必要な資料を両省で再整理した上で、食品安全委員会に当該資材の食品健康影響評価について意見を聴取することとされた。

3) 食品安全性評価に必要な資料を整理したため、食品安全委員会に当該資材の食品健康影響評価について意見を聴取することとした。

3 今後の方針

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を踏まえ、特定農薬として指定することが妥当であるとされた資材について、中央環境審議会の意見を聴取し、パブリックコメント手続を経た後、農林水産大臣及び環境大臣は農業資材審議会の意見を聴取の上、当該資材を特定農薬として指定する。



府食第701号
平成25年8月26日

農林水産大臣
林 芳正 殿

食品安全委員会
委員長 熊谷 進



食品健康影響評価の結果の通知について

平成25年3月14日付け24消安第5807号及び環水大土発大1303141号をもって農林水産大臣及び環境大臣から食品安全委員会に意見を求められた電解次亜塩素酸水に係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添1のとおりです。

また、本件に関して行った国民からの意見・情報の募集において、貴省に関連する意見・情報が別添2のとおり寄せられましたので、お伝えします。

記

電解次亜塩素酸水は、農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。



府食第701号
平成25年8月26日

環境大臣
石原 伸晃 殿

食品安全委員会
委員長 熊谷 進



食品健康影響評価の結果の通知について

平成25年3月14日付け24消安第5807号及び環水大土発大1303141号をもって農林水産大臣及び環境大臣から食品安全委員会に意見を求められた電解次亜塩素酸水に係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添1のとおりです。

また、本件に関して行った国民からの意見・情報の募集において、貴省に関連する意見・情報が別添2のとおり寄せられましたので、お伝えします。

記

電解次亜塩素酸水は、農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。

9 <math>\zeta>/

